

制定 平成 22 年 6 月 30 日
最終改正 平成 30 年 4 月 1 日
三本部環境防災課長

未来に残そう青い海ボランティアチーム事務局に関する規則

(目的)

第 1 条 事務局は、会員の行う会則に基づく活動への支援の他、日頃から会員等と連絡を密にし、会員の活動しやすい環境を作ることを目的とする。

(組織)

第 2 条 事務局の構成は、環境防災課専門官と環境保全係長が業務を担当し、事務局の総括を環境防災課長が行う。

(業務)

第 3 条 事務局は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員への行事案内等の連絡
- (2) 会員の現場活動支援
- (3) 会員間の親睦支援
- (4) 年 1 回以上の会員への環境講習会
- (5) 年 1 回の会報の発行、活動の広報支援
- (6) 会員の個人情報管理
- (7) ボランティア保険の加入
- (8) ボランティア活動の場の拡大
- (9) 他団体が主催する海洋環境に関するセミナーの案内
- (10) その他、リーダー等から要請のあった支援等

(事故防止)

第 4 条 事務局は、会員及び一般市民への事故防止に万全の注意を払うものとする。

2 天候等その他の事象により活動等の継続に危険を感じた際は、速やかに活

動を中止するものとする。

(附則)

この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。